郡山市ひとり親家庭等こどもの生活・学習支援事業業務委託に係るプロポーザル選定委員 会設置要綱

> 令和7年4月10日制定 [こども部こども家庭課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市ひとり親家庭等こどもの生活・学習支援事業業務委託に係るプロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 企画提案書等の審査及び契約候補者の特定に関すること。
 - (2) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

(組織等)

- 第3条 委員会は、委員6名以内をもって組織する。
- 2 委員は、こども部長、こども部次長兼こども総務企画課長、こども部次長兼子育て給付課長 、こども家庭課長、保健福祉部次長兼保健福祉総務課長及び学校教育推進課長とする。
- 3 委員は、公務等の理由により、委員会に出席できない場合、各所属内の職員に審査を委任することができるものとする。
- 4 委員の任期は、郡山市が本業務の契約候補者と契約を行った日までとする。 (委員長の職務等)
- 第4条 委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は、こども部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその 職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席できなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数の時は委員長が決定する。
- 4 会議は、非公開とする。

(守秘義務)

- 第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 (庶務)
- 第7条 委員会の庶務は、こども部こども家庭課において処理する。

(その他)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。 附 則
- 1 この要綱は、令和7年4月10日から施行する。
- 2 この要綱は、郡山市が本業務の契約候補者と契約を行った日に、その効力を失う。